

都道府県・政令指定都市名	42 長崎県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	長崎県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 ( 西 曆 ) ・ 根 拠	2000年4月3日 根拠: 長崎県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	長崎県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西 曆 )	2002年4月1日
構 成 員	20 人 (女性 13 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西 曆 )	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき”輝き”プラン2025～
改定・見直しの予定時期	2025年 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	長崎県男女共同参画推進条例
	公 布 日 ( 西 曆 )	2002年3月27日
	施 行 日 ( 西 曆 )	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 ( 西 曆 )	2003年10月14日
	改 正 内 容	計画への適用日について定めるもの
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで	%	40%以上60%以下		
根 拠	第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき”輝き”プラン2025～				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律または条例により設置した期間				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 59 )うち女性委員を含む審議会等数( 58 )		
			延総委員等数( 1,032 )延女性委員等数( 377 ) 女性比率( 36.5 )		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 61 )うち女性委員を含む審議会等数( 60 )		
			延総委員等数( 1,062 )延女性委員等数( 382 ) 女性比率( 36.0 )		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 37 )うち女性委員を含む審議会等数( 36 )		
			延総委員等数( 806 )延女性委員等数( 274 ) 女性比率( 34.0 )		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 8 )		
			延総委員等数( 107 )延女性委員等数( 14 ) 女性比率( 13.1 )		
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 ( 年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
	そ の 他	[ ]			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
	うち女性管理職数	(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率	(%)	(B/A)	部局長相当職	次長相当職	課長相当職				
本庁	計	348	49	14.1	25	2	8.0	26	1	3.8	297	46	15.5
	うち一般行政職	268	44	16.4	24	2	8.3	25	1	4.0	219	41	18.7
支庁・地方事務所等	計	208	30	14.4	2	0	0.0	28	2	7.1	178	28	15.7
	うち一般行政職	127	16	12.6	2	0	0.0	21	2	9.5	104	14	13.5
全体	計	556	79	14.2	27	2	7.4	54	3	5.6	475	74	15.6
	うち一般行政職	395	60	15.2	26	2	7.7	46	3	6.5	323	55	17.0
再掲	警察関係	61	0	0.0	0	0		0	0		61	0	0.0
	教育委員会	89	13	14.6	0	0		4	0	0.0	85	13	15.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	660	103	15.6	1,291
	うち一般行政職	398	70	17.6	785	195	24.8
支庁・地方事務所等	計	802	117	14.6	1,734	416	24.0
	うち一般行政職	487	73	15.0	796	196	24.6
全体	計	1,462	220	15.0	3,025	706	23.3
	うち一般行政職	885	143	16.2	1,581	391	24.7
再掲	警察関係	361	29	8.0	914	96	10.5
	教育委員会	211	62	29.4	182	65	35.7

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	74	10	13.5	97	28	28.9	122
	うち一般行政職	49	9	18.4	66	21	31.8	78	21	26.9
支庁・地方事務所等	計	43	8	18.6	91	22	24.2	137	33	24.1
	うち一般行政職	18	2	11.1	52	13	25.0	58	10	17.2
全体	計	117	18	15.4	188	50	26.6	259	64	24.7
	うち一般行政職	67	11	16.4	118	34	28.8	136	31	22.8
再掲	警察関係	22	1	4.5	32	2	6.3	61	5	8.2
	教育委員会	19	2	10.5	39	12	30.8	25	4	16.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○	○	○			○	○	○	○	○	経年数について 知事部局:取組無、教育庁:取組有、警察本部:取組有
課長補佐相当職	○		○			○	○			○	経年数について 知事部局:取組無、教育庁:取組有、警察本部:取組有
係長相当職	○		○			○	○			○	経年数について 知事部局:取組無、教育庁:取組有、警察本部:取組有

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,413	161	11.4
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	262	102	38.9
うち上級	188	82	43.6
うち一般行政職	160	65	40.6
うち上級	124	55	44.4
うち警察関係	75	19	25.3
うち上級	40	11	27.5

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 明記した規定があり、認めている。</li> <li>2. 明記した規定はないが、運用上認めている。</li> <li>3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。</li> <li>4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</li> </ul>
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	規定内容
長崎県職員旧姓使用取扱要綱、長崎県教育庁職員及び学校以外の長崎県教育機関職員旧姓使用取扱要綱、長崎県立学校職員旧姓使用取扱要綱、長崎県警察職員旧姓使用取扱要領の制定について(通達)	
該当部分の条文(本文)	<p>【長崎県職員旧姓使用取扱要綱】(旧姓の使用)第2条 職員は、知事(中略)の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。【長崎県教育庁職員及び学校以外の長崎県教育機関職員旧姓使用取扱要綱、長崎県立学校職員旧姓使用取扱要綱】第2条 職員は、教育長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。【長崎県警察職員旧姓使用取扱要領の制定について(通達)】職員は、長崎県警察本部長の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用する文書等で職務遂行上又は事務処理上支障のないものについて、旧姓の使用を認める。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部署への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)

防災・危機管理部署職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)		女性比率(%)	女性比率(%)
33	2	6.1	8	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	長崎県男女共同参画推進センター		愛称・通称	きらりあ		
設置年月日(西暦)	2005年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：850-8570 住 所：長崎県長崎市尾上町3-1 電話番号：095-822-4729 FAX番号：095-822-4739 ホームページ：https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/danjokyodosankaku/senter/					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室 ) 指定管理者(名称： ) その他( ) 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室 ) 指定管理者(名称： ) その他( )					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	0 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	2 人	予算額	2023年度 4,635 千円
主な事業  〔男女共同参画・女性に関するもの〕  ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 情報誌による啓発 ) ○ 2. 講座(主な事項： 長崎県男女共同参画推進員、アドバイザー等への研修 ) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談、男性相談 ) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： ホームページ等による情報啓発、男女センターライブラリー ) ○ 5. 苦情処理(主な事項： ) ○ 6. 交流促進(主な事項： ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： DV防止、女性に対する暴力等と連携した啓発活動 ) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： ) ○ 9. 調査研究(主な事項： ) ○ 10. その他(主な事項： )					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等: 2. 無	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容  ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔 内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付〔 名称 : 概要 : 7. その他〔 内容 : 〕	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 ○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他〔 内容： 研修に際してはリモート配信を取り入れるなど、時間的制約のある女性職員でも受講可能となるよう配慮した。 〕
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	47,140	44,322	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目	○			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩	短時間正社員制度の導入				
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	ながさき結婚・子育て応援宣言(7,8,10)長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(4,5,6,7,8,10)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	ながさき女性活躍推進会議企業等表彰(4,5,6,7,8,10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	ながさき女性活躍推進会議
2	現在はないが、今後検討する			

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	長崎県の男女共同参画の現状と施策
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 情報誌による啓発	ながさき男女共同参画センターだより「きりりあ」の発行	8,000部/1回	11月、3月
・ 職種ロールモデルの紹介	地元で魅力的な仕事や働きやすい職場環境があることを知ってもらうために、幅広い分野で活躍する女性の情報発信を行う。	211,700部	12月
・ 管理職ロールモデルの紹介	地元で魅力的な仕事や働きやすい職場環境があることを知ってもらうために、管理職として活躍する女性の情報発信を行う。	30,000部	12月
・ 男性育休取得促進セミナー	先進企業の取組等を紹介する企業向けセミナーの実施	100社程度	7月
・ 男性の育休・家事・子育てイベント	男性の家事・育児への参画を促すために子育て世帯を対象にしたイベントの開催	600名程度	1月
2. 表彰 ・ ながさき女性活躍推進企業等表彰	県内の企業・団体等を対象に、女性の登用や能力開発等に積極的に取り組んでいる企業等を表彰	100名程度	年1回
3. 講座 ・ 経営者向け女性活躍推進セミナー	経営者、管理職の女性活躍推進を目的に実施	60名程度	9月
・ 女性のためのミドルマネジメント講座	女性中間管理職(候補者含む)を対象に、キャリア形成のモチベーションを高めることを目的に実施	90名程度	6～12月
・ 学生向け女性活躍推進セミナー	女性活躍推進企業の取組を知ることで、女性活躍の必要性を学び県内就職への意識を高める	230名程度	12月
・ 男女共同参画推進員、アドバイザー研修	男女共同参画推進員、アドバイザー、行政担当者を対象とした研修	100名程度	4月
・ 男女共同参画リーダー育成研修	男女共同参画地域リーダーを育成するための基礎研修、実践研修	300名程度	7～2月
・ ITセミナー	情報産業分野への関心層の掘り起こしから、女性就職の職域拡大を目的に実施	20名程度	10～12月
・ 地域における男女共同参画研修	県民を対象に、男女共同参画の基礎を学ぶことを目的に実施	220名程度	6月
4. 相談事業 ・ 一般相談	センター相談員による相談対応(平日9時～17時)		通年
・ 男性相談	男性臨床心理士による相談対応(毎月第2、第4水曜日、18時～21時)		月2回
・ 女性就業相談	女性就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」における就業支援		通年
5. 情報収集・提供 ・ 県HP・SNS、女性の活躍応援サイトによる情報発信	県事業、関係団体の取組、女性人材情報などを発信		通年
・ 男女センターライブラリー	男女センター蔵書の閲覧、貸出等		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情受付、審議会苦情処理部会での審議	苦情受付、審議会苦情処理部会での審議		通年
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性にも魅力的な職場環境の体験	女子高校生や女子学生に県内の女性活躍推進企業を知ってもらうため、企業訪問・女性社員との意見交換会、女性社員によるパネルディスカッション等を行う。	女子高校生等350人程度	6月～10月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	長崎県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 則 名	長崎県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出)第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	2

規則名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1 家族の弔事	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( R5.3.10総務省及び地方三議長会との共催「政治分野への女性の参画拡大に向けたシンポジウム」の開催について、議員各位に情報提供を行った。R4.8.1議員向け研修会「R4.9.8全国都道府県議会議長会主催「ハラスメント防止研修会」を案内した。』	○
規則名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	2
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	2
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規則名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕
計画、指針名	長崎県地域防災計画(令和4年6月修正版)
該当部分の規定	男女参画・女性活躍推進室長:男女共同参画の視点での災害対応に関すること。(「資料編 1防災組織(2)災害対策本部⑤災害対策本部組織及び事務分掌」より)

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ( )

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2022年3月2日	~	2026年3月1日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	68	9	13.2	
	都道府県防災会議(委員のみ)	67	9	13.4	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	1	14.3	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	26	2	7.7	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	6	66.7	
	2 国土利用計画地方審議会	13	6	46.2	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	23	10	43.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	11	36.7	
	7 精神医療審査会	24	5	20.8	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	22	6	27.3	
	10 准看護師試験委員会	7	4	57.1	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	36	18	50.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	9	45.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	3	27.3	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	7	46.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	12	6	50.0	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	5	3	60.0	
	21 都道府県都市計画審議会	20	4	20.0	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	12	6	50.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	24	0	0.0	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	32	5	15.6	
	29 土地区画整理審議会	10	1	10.0	
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	24	14	58.3	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	57	18	31.6	
	34 警察署協議会	149	67	45.0	
	35 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
	37 都道府県国民保護協議会	57	6	10.5	
	38 地方独立行政法人評価委員会	7	4	57.1	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	44 留置施設視察委員会	5	2	40.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	26	1	3.8	
×	47 小児慢性特定疾病審査会				
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
×	49 地域医療対策協議会				
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	6	3	50.0	
	51				
	52				
	53				
	54				
	合計	806	274	34.0	
	女性委員0の審議会数	1			

## 3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	9	1	11.1	
8	海区漁業調整委員会	56	1	1.8	
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0	
	合 計	107	14	13.1	
	女性委員0の委員会数	1			